

国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金（65歳から受給できる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受給年金額を満額に近づけることができます。ただし、申出のあった月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。

●加入条件

次の4つの条件をすべて満たす方

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方（60歳の誕生日の前日より手続きが可能）
 2. 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
 3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
 4. 厚生年金保険、共済組合などに加入していない方
- ※年金の受給資格期間を満たしていない方（保険料の納付済期間や免除期間などが10年未満）で、昭和

40年4月1日以前に生まれた方は70歳になるまで任意加入することができます。

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

●加入手続きの留意点

- ・任意加入については、保険料の納付方法は口座振替が原則となります。（外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方を除く）

●手続きに必要なもの

年金手帳、預（貯）金通帳および金融機関への届出印

●手続き窓口

平年金事務所（いわき市平字童子町3-21）
健康福祉課窓口

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
健康福祉課 ☎0240-27-2113

住まいの復興給付金について

復興庁では、平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引上げに伴い、東日本大震災による被災住宅（※）にお住まいであった方の住宅再取得、または被災した住宅の補修にかかる消費税の負担増加に対応する給付金の支給を行っております。

※被災住宅…「全壊または流出」、「大規模半壊」、「半壊または床上浸水」、「一部損壊または床下浸水」の判定を受けた住宅

●申請方法

郵便のみの受け付けとなります。
申請書類は役場復興企画課窓口あるいはホームページ（<http://fukko-kyufu.jp>）から入手してください。

問 住まいの復興給付金事務局

☎0120-250-460（フリーダイヤル）
※受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝除く）

ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか？

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパソコンやタブレット端末で見ることができます。

「ひろのどこでもe-Books」を検索



住宅用火災警報器設置率の調査結果について

消防法により、平成18年6月1日から新築住宅に、平成23年6月1日から既存住宅を含む全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

双葉地方広域市町村圏組合 富岡消防署より、県内において住宅火災による死者が相次いでいることから、住宅防火対策として町内の住宅用火災警報器の設置状況を把握するため、町へ協力依頼があり、町内全世帯を対象とし、町民の皆さまのご協力のもと「住宅用火災警報器設置に関するアンケート」を実施いたしました。

【設置率】 79.3%
※733（設置世帯）／924（回収世帯）

【未設置率】 20.7%
※191（未設置世帯）／924（回収世帯）

【県設置率】 77.4%
（参考：令和元年6月1日時点）

●住宅用火災警報器の維持管理について
住宅用火災警報器は、火災時に適切に作動するように、設置した後も適切な維持管理が必要です。

- ・点検ボタンを押す。点検ひもを引っ張るなど、定期的に作動確認を行ってください。
- ・新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられてから10年以上経過しました。本体交換の目安は、概ね10年となっています。電池切れや本体内部の電子部品の劣化により火災を感知しなくなることが考えられたため、設置した時期を確認し本体の交換を推奨します。

●購入先

ホームセンターや電器店。双葉地方設備協会加盟店。詳細については、榎葉分署、環境防災課にお問い合わせください。
価格はメーカーや種類、機能などにより異なります。

●取付支援

高齢者で取付けることが困難な世帯を対象に消防職員が設置の支援をいたします。

問 双葉地方広域市町村圏組合

富岡消防署 榎葉分署 ☎0240-25-2119
環境防災課 ☎0240-27-2114

町県民税について（納期限6月30日）

町県民税（第1期）の納期限などは、次のとおりです。

●納期限 令和2年6月30日（火）

●納付場所

- ①あぶくま信用金庫 本・支店
- ②福島さくら農業協同組合 本・支店
- ③東邦銀行 本・支店
- ④いわき信用組合 本・支店
- ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
- ⑥福島銀行 本・支店

- ⑦大東銀行 本・支店
- ⑧広野町役場 出納室
- ⑨コンビニエンスストア

●口座振替日

あぶくま信用金庫 令和2年6月30日（火）
その他の金融機関 令和2年6月26日（金）
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 町民税務課 収納係 ☎0240-27-4160

広野町ホームページで 情報をいち早くお伝えします！

広野町からの「お知らせ」や「情報」、「まちの話題」、「イベント」などをいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。

「広野町」を検索

